

「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」のご案内

～国や地方公共団体で、5人以上の障害者が勤務する事業所では、
障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました～

国および地方公共団体の任命権者は、**5人以上の障害者**が勤務する事業所において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省が定める選任されるための要件※¹を満たす職員から、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました。選任された障害者職業生活相談員は、その事業所に勤務する障害者の職業生活全般の相談や指導を行います。※¹ **選任要件の詳細は裏面をご覧ください。**

都道府県労働局では、「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施します

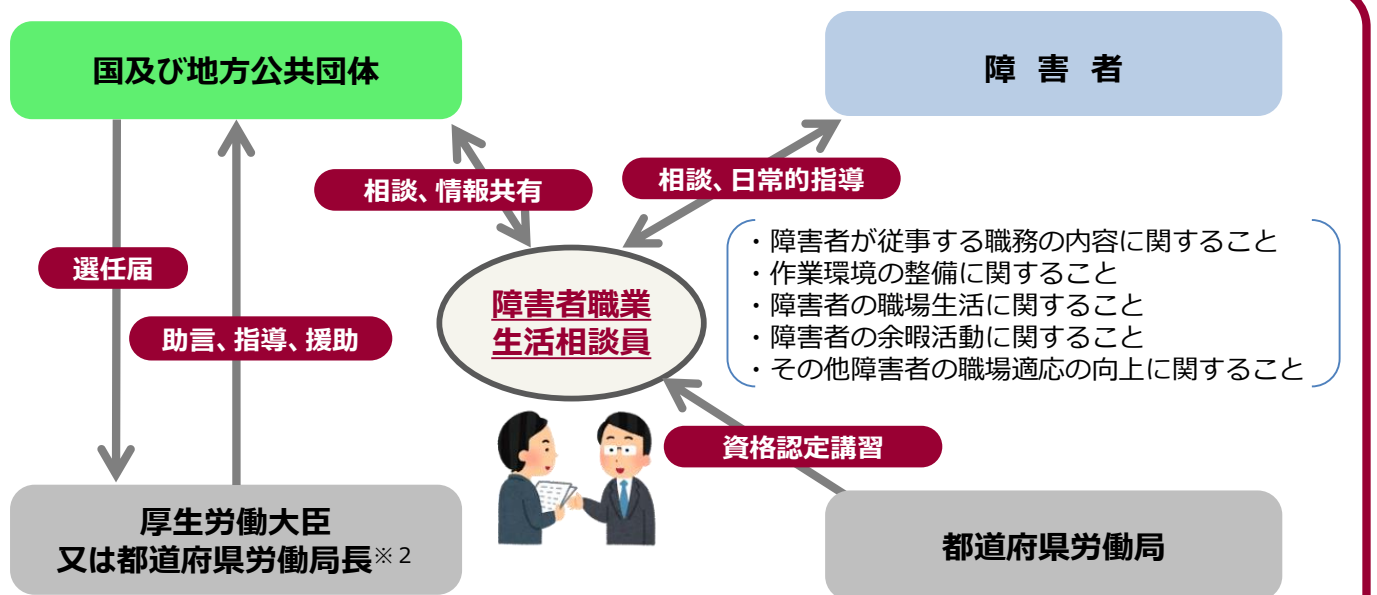
- ◆ 障害者職業生活相談員になるためには、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了するか、障害者の職業生活に関する相談の実務経験があるなどの要件（詳細は裏面参照）を満たすことが必要です。

(注) 国および地方公共団体に勤務する職員は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する民間企業向けの「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講することができません。

受講対象者	5人以上の障害者が勤務し、相談員を選任する必要がある事業所の職員であって相談員がいない又は相談員の異動等のために、新たに相談員に選任される予定がある者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者 (注) 既に資格認定講習を受講したことがある人は受講対象外となります。
受講費用	無料
受講手続き	日程や申込方法などの詳細は、都道府県労働局HPをご覧ください。又は労働局（裏面のお問い合わせ先）へお問い合わせください。

(注) 申込み多数の場合は受講対象とならない場合があることにご留意ください。

障害者職業生活相談員のしくみ



※² 機関により届出先が異なります